

知的財産権保護に関する了解覚書

日本国東京都中央区日本橋本町 3－1－1 1

日本繊維産業連盟

会長 前田勝之助

中華人民共和国北京市東長安街 1 2 号

中国紡織工業協会

副会長 許坤元

前文

日中両国は一衣帯水の隣国であり、両国の経済関係も日増しに密接になってきている。こうした中で、日中両国の繊維産業は、両国間の繊維貿易をみても 2007 年の繊維関連商品の輸出入総額は、266 億 USD に達しており、日本の全世界からの繊維輸入総額の内、中国からの輸入は全体の約 75% を占める一方、日本の全世界への繊維輸出総額の内、中国への輸出は全体の約 39% を占める等、両国の繊維産業は、貿易を通じ相互に密接な関係を有している。

また、貿易関係だけにとどまらず、両国の繊維産業は、これまで、投資、委託生産、技術協力等多様な産業協力関係を通じて、日中両国の繊維産業の高度化を実現してきた。世界の中でのアジアの繊維産業の比重は、量的にも質的にも近年飛躍的に高まってきており、日中繊維産業の協力関係の一層の緊密化と拡大は、世界の繊維産業の今後の発展に対して、重要な役割をはたすことが期待される。

こうした中で、日本の繊維産業は、高機能繊維の開発等、先端的繊維分野のフロンティアを拡大することを強力に推進するとともに、衣料分野、家庭用分野に加え、産業用資材分野への繊維製品の用途拡大を展開し、産業構造の高付加価値化を進めている。また、高品質な日本の繊維素材を活かしたアパレル製品を世界に飛躍させるべく様々な活動を行ってきている。

中国の繊維産業は、1990 年代以降、急速な発展を続け、世界第一位の繊維生産大国となっている。また、繊維産業の高度化への取り組みも近年、急速な進展をみせており、高付加価値製品の開発やファッション産業の育成にも成果を収めつつある。

こうした状況を踏まえれば、今後、日中両国の繊維産業は、従来の生産面を中心とした緊密な協力関係から、更に、その関係を深化させ日中両国の繊維産業の発展及び共存共栄を目指して新たな協力関係を構築していく段階にある。

既に、日中両国の繊維産業の間では、2004 年から日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会の間で、「日中繊維産業発展・協力会議」が開催され、繊維産業における地球環境問題への対応等、今後両国の繊維産業の発展にとって、新たに解決すべき重要課題について、相互理解の拡充と新たな協力関係を実現するための具体的方策の構築へ向けての対話が開始されている。

こうした日中繊維産業の今後の発展方向に鑑みれば、新時代を迎えつつある日中繊維産業間の協力関係を、今後一層、深化、拡大、加速化させていくためには、その前提として、両国の繊維産業において、知的財産権を断固として保護し、両国が共同して知的財産権の保護に対して積極的に取り組んでいくことが何よりも重要な条件である。

知的財産権は、イノベーションの根幹であり、技術やノウハウと不可分である。企業の創造的な活動を通して生み出される特許権、意匠権、商標権、著作権等の権利やノウハウは、国際的に認識される規範に基づき、日中両国の法制度により適切に保護されるべき個別企業の重要な経営資源である。

今後、日中両国の繊維産業がその長期的な発展を図る観点から、イノベーションと技術進歩を産業発展の基軸に位置づけるとともに、世界市場でのブランド展開を奨励することにより、産業の高度化・高付加価値化を実現しようとしている現在、日中両国繊維産業が共にこの問題の重要性を認識し、企業活動における知的財産権を尊重・遵守することは、企業活動の根幹となる普遍的な原則である。

また、日中両国繊維産業が共にこの問題の重要性を認識し、企業活動における知的財産権を尊重・遵守することは、日中両国繊維産業が、アジアそして世界の繊維産業の繁栄をもたらすため重要な影響力のある国家の産業として、世界の繊維産業の中で、ふさわしい地位と発言力を確保していくためにも必要不可欠な前提条件である。

以上のような認識に立脚し、日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会は、知的財産権の保護及び管理を強化し、日中両国の繊維産業の発展と両国の繊維産業間の協力関係を深化させるため、知的財産権保護に関する密接かつ具体的な協力関係を構築することで意見の一致をみた結果、ここに覚書を締結することとした。

第一条 知的財産権侵害の対象（定義）と知的財産権侵害行為に対する非難・断固とした対応

知的財産権の侵害は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の権利侵害に加え、不正の目的で、他人の商標・商号を取得する行為、周知商標への「ただ乗り」等、知的財産権侵害の予備的行為・反競争的行為を含むものである。

これらの知的財産権侵害行為は違法行為であり、健全な市場経済活動にとって、許容できない行為であることを日中両国の繊維産業は明確に認識し、日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会は、特許権、商標権、ブランド等の知的財産権の如何なる形態での侵害についても、当該違法行為を行った企業または個人に対して、その行為を共同又は単独で非難し、断固とした姿勢で対処する。

知的財産権の侵害は、生産・販売活動を行っている者にも、消費者にも、全ての者に対して被害を及ぼす行為であることを認識すべきである。知的財産権の侵害行為の発生は、合法的に事業を展開している企業活動に対して、損害をもたらしたり、企業活動を困難におちいらせたりする。さらに偽造又は模倣行為は、消費者の製品に対する信頼を毀損し、安全衛生面においても消費者に被害を及ぼす事態を惹起する。

すなわち、企業の生産技術・販売技術やノウハウが侵害されたり、生産の成果物が不法な企業に盗用されたりすることによって、適法な企業活動による製品開発・市場開発活動等の成果から生み出された製品を市場に提供している企業は、競争面で重大な損害を被る。

また、アパレル産業にとって、その企業活動において決定的な重要性を有するブランド価値及び商標その他の知的財産権は、企業の製品開発努力、市場開発努力、品質管理努力、消費者との信頼性の確立によって長年にわたって培われてきたものである。こうしたブランドが違法行為を行う企業によって侵害され、不正な価格で無制限に販売されれば、通常の公正価格で製品を購入しようとする消費者の意識が毀損され、さらに、侵害製品を善意で購入する消費者に製品の品質に対する信用を失墜させるだけでなく、その結果として、消費者全体からの繊維製品市場に対する信頼感が低下することが憂慮される。

グローバル化した繊維産業においては、国境を越えた企業の生産活動の展開、インターネットの普及による新しい形態のB to Cビジネスの進展、技術やブランドのライセンス供与等の企業間提携活動を通じて、企業は、その経済効率を向上させ企業活動を発展させようとしている。こうしたグローバル化し、かつ複雑化している企業活動を、より円滑に実施させるための環境条件として、特に近年巧妙化、組織化している知的財産権侵害への日中両国繊維業界の断固とした意思と共同努力は、世界の繊維産業の健全な発展にとって極めて重大な意義がある。

第二条 日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会による知的財産権保護の改善に向けての努力

(1) 日中両国政府の厳格な知的財産権法制の確立の促進と整備に向けての働きかけ

模倣と偽造に効果的に対処するためには、知的財産権法制のより一層の整備を図るとともに、違反者に対し刑事罰を含む厳格な制裁措置を講ずる等、法の執行を強化しなければならない。

日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会は日中両国政府に対し、汎用的な国際的基準を踏まえた知的財産権法制を整備するため、繊維産業の観点から必要な提言を積極的に行うとともに、法制度の適切かつ厳格な執行を行うことを両国の執行機関に働きかける。

日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会は、自国の知的財産権保護制度に関し、繊維産業と密接に関連する知的財産権法制の制定・改正を含む最新の内容について、双方の求めに応じ、必要な範囲で情報提供を行う。

(2) 企業意識の向上

両国の繊維産業を構成する多くの企業は、知的財産権に関する知識及びそれが侵害された場合に惹起される悪影響についての知識が不十分である。また、多くの企業は知的財産権の侵害から、自らをどのように保護すべきかについての知識が不足している。このため、日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会は、知的財産権制度の内容の周知及び知的財産権に対する意識を向上させることを目的に、双

方の加盟団体及び加盟企業に対する啓発活動を強化する。

(3) 消費者意識の向上

発生しつつある多くの偽造品と模倣品の問題は、このような製品を提供する製造業者と取引業者だけの問題ではない。多くの消費者は、安心・信頼のできる商品の購入を望んでおり、知的財産権の侵害による悪影響を認識していない。しかしながら、偽造品や模倣品を意図的に購入する一部の消費者が存在するのも事実であり、そのような消費者は各種ルートによる啓発・教育活動を通じて自己の行動の悪影響を認識すべきである。したがって、日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会は、双方の加盟団体、加盟企業の協力を得て、両国において、消費者意識を向上させるための啓発活動を実施する等の必要な措置を講じる。

(4) 侵害行為の禁止

日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会は、双方の加盟団体の会員企業の知的財産権侵害行為を認識した場合、その行為が容認できないものであることを対外的に言明するとともに、双方は自国の関係主管部署に報告して中止措置を採用するように促し、不正な商標登録（冒認出願）、模倣品、偽造品、その他の知的財産権の侵害の撲滅に双方で協力して取り組む。また、双方は、知財権侵害行為を累次にわたり行うような、または、極めて悪質な知的財産権侵害行為を行うような企業との協力或いは取引を自粛する等の措置を講ずるよう、双方の加盟団体の協力を得て、加盟団体の会員企業に働きかける。

(5) 情報交流及び相互支援の強化

日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会は、双方の加盟団体の会員企業が関与する知的財産権侵害行為を認識した場合、その旨を相手方に速やかに通知するとともに、双方の可能な手段により、係争事件の究明に協力する。

また、双方の加盟団体の会員企業の係争事件の解決に向けて、日中両国の知的財産権執行機関に対し働きかける等の支援・協力を行う。

(6) 貿易展示会（見本市）開催中の知的財産権保護の強化

日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会は、貿易展示会（見本市）が商業活動に重要な役割を担っていることを認識し、如何なる者も貿易展示金（見本市）を利用して知的財産権を侵害する行為を強く非難する。双方は、事前に出展者審査を全面的に行い、知的財産権侵害の恐れのある出展者の排除に努め、発生した問題に対処するため、偽造品又は模倣品を提供した出展者の展示ブースを閉鎖させ、問題が解決しなければ今後の貿易展示会（見本市）での展示から排除し、双方の国の法律に照らして適切な制裁措置を講ずる。

(7) 紛争解決

日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会は、知的財産権を巡る係争・紛争を解決するために協力する。

不正商標登録の取消審判の迅速化を促進するなど、未解決の係争に関して政府当局への働きかけを行うと共に、商取引当事者間の紛争解決に有効な調停制度の活用を、双方の加盟団体の会員企業等に紹介・情報提供する。この場合、双方は加盟団体の会員企業に対して、以下のような調停条項を契約書に含めることを推奨する。

「この契約からまたはこの契約に関連して当事者間で生じるすべての紛争は、X（中国企業）が調停を申し立てる場合は、日本商事仲裁協会の『国際商事調停規則』に基づき日本国東京において、調停により解決されるものとする。Y（日本企業）が調停を申し立てる場合は、中国国際経済貿易仲裁委員会の現行規則に基づき中華人民共和国北京において、調停により解決されるものとする。」

第三条 協力関係の約束

日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会は、定期的に行われる「日中繊維産業発展・協力会議」の席上で、この覚書の内容を充実・拡大させるため、双方からこの覚書の履行状況を報告するとともに、この覚書に盛り込まれた措置・協力を実効あらしめるものとするため、双方の専門家で構成するワーキンググループを設置して、継続的な情報交換、意見交換を行う。ワーキンググループの設置に関する具体的細目については、別途、速やかに、日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会の間で協議を行う。

第四条 最終条項

日本繊維産業連盟と中国紡織工業協会は、この覚書に盛り込まれた内容を、誠実に履行するよう努めるものとする。

以 上

日本繊維産業連盟
会長 前田勝之助

2008 年 12 月 東京

中国紡織工業協会
副会長 許坤元

2008 年 12 月 北京